

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成20年12月1日

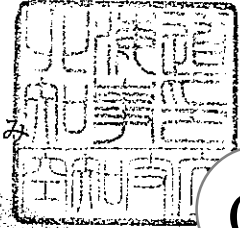
住所 北海道砂川市西四条南一丁目3番1号

氏名 環境サービス株式会社
代表取締役 中谷 梅子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事

高橋 はるみ



COPY

許可の年月日	平成20年12月1日	許可番号	空環生第482-5号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別	施行令第7条第14号ロ(安定型最終処分場) 施行令第7条第14号ハ(管理型最終処分場) 燃え殻、汚泥(含水率85%以下のものに限る。)、廃プラスチック類(15cm以下のものに限る。石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず(15cm以下のものに限る。)、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、銹さ、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの、廃石綿等。以下余白。		
設置場所	北海道砂川市焼山320番4, 5, 6, 7, 8, 12 北海道砂川市焼山321番4, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 16, 17, 19, 20		
処理能力	面積 27, 43.0 m ² 、容積 189, 875 m ³		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ● ○ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

平成21年9月3日許可証書換

(空知支庁)